

資料 2－4

アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム、カルミン及び酸性リン酸アルミニウムナトリウムの食品健康影響評価に必要な補足資料

	補足資料	要求の理由
1	2011 年 6 月第 74 回 JECFA 会議におけるアルミニウムの評価結果である PTWI 2 mg/kg 体重/日の設定の根拠となった NOAEL に係る試験成績や重要な毒性所見が認められている試験成績について、引用されている原著論文等を提出すること。	アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム、カルミン及び酸性リン酸アルミニウムナトリウムの安全性評価に必要であるため。
2	「酸性リン酸アルミニウムナトリウムの食品健康影響評価に係る補足資料」（厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 平成 24 年 5 月）の 3 ページの 4 行目及び 25 ページの 25 行目から 26 行目までに記載された「平成 23 年度から平成 24 年度末までの調査」について、結果をとりまとめ、報告すること。	同上
3	上記 1～3 に関連する資料や考察があれば、併せて提供すること。	同上